

日医発第 349 号（保険）
令和 7 年 5 月 27 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

保険医療機関における書面掲示事項のウェブサイトへの掲載について（その 2）

令和 6 年度診療報酬改定において、施設基準や療養担当規則等で書面掲示が求められる事項については、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないとされたものの、令和 7 年 5 月 31 日までの間は経過措置が設けられたところです。

（※ただし、自ら管理するウェブサイトをも有しない保険医療機関等は対象外となっております。）

本件については、令和 7 年 5 月 7 日付け日医発第 241 号（保険）「令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」及び令和 7 年 5 月 15 日付け日医発第 268 号（保険）「保険医療機関における書面掲示事項のウェブサイトへの掲載について」でもご案内申し上げたところではありますが、この度、より具体的に「ウェブサイトへの掲載例」を本会にて整理しましたので、追加してお知らせ申し上げます。

つきましては、自ら管理するウェブサイトをも有する保険医療機関にて本件にご対応いただけますよう、貴会会員への更なる周知等について、ご高配賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

【添付資料】

ウェブサイトへの掲載事項（医科）と掲載例について

（※令和 7 年 5 月 31 日までの経過措置が設けられた施設基準等）

【ウェブサイトへの掲載事項（医科）と掲載例について】（※令和7年5月31までの経過措置が設けられた施設基準等）

◎診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和6年3月5日 保医発 0305 第4号）

◎基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和6年3月5日 保医発 0305 第5号）

◎特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（令和6年3月5日 保医発 0305 第6号）

項目		掲載事項
A000	初診料	（9）（8）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 （8）医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 具体的には次に掲げる事項を掲示していること。 ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。 ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関であること。 ----- ウェブサイトへの掲載例（医療DX推進体制整備加算4～6（電子処方箋要件なし）の場合） ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。 イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 ウ 電子カルテ情報共有サービスの導入検討等を含め、医療DXにかかる取組を実施しています。
	医療DX推進体制整備加算	

A000 A001 A002	初診料 再診料 外来診療料 医療情報取得加算	(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (3)次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ア オンライン資格確認を行う体制を有していること。 イ 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ア オンライン資格確認を行う体制を有しています。 イ 受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。
A001	再診料 地域包括診療加算	(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (3)次に掲げる事項を院内の見やすい場所に掲示していること。 ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること。 イ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員（介護保険法第7条第5項に規定するものをいう。以下同じ。）及び相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条に規定するものをいう。以下同じ。）からの相談に適切に対応することが可能であること。 ウ 患者の状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。 イ 通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に対応することが可能です。 ウ 患者の状態に応じ、28日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

A243	後発医薬品使用体制加算	(8) (5) 及び (7) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (5) 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の入院受付、外来受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。 (6) 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。 (7) (6) の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ア 入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。 イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しております。 ウ 医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合には説明いたします。
A243-2	バイオ後続品使用体制加算	(5) 入院及び外来においてバイオ後続品の導入に関する説明を積極的に行っている旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載していること ----- ウェブサイトへの掲載例 本院では入院及び外来においてバイオ後続品の導入に関する説明を積極的に行っております。

A253	協力対象施設入所者入院加算	(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (3) 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び当該介護保険施設等の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 当院は、以下の介護保険施設等の協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応いたします。 (介護保険施設等の名称) ●●サービスセンター ◆◆ケアセンター
B001・22	がん性疼痛緩和指導管理料 難治性がん性疼痛緩和指導管理加算	(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (3) がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制を有しております。

B001-2-5	院内トリアージ実施料	(3) (2)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (2)患者に対して、院内トリアージの実施について説明を行い、院内の見やすい場所への掲示等により周知を行っていること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 当院は、院内トリアージ体制を整えております。 夜間、休日又は深夜に受診した患者であって初診のものに対して、当院の院内トリアージ基準に基づき、来院後、速やかに患者の状態を評価し、患者の緊急度区分に応じて診療の優先順位付けを行った場合、「院内トリアージ実施料」を算定させて頂いております。
B001-2-9	地域包括診療料	(4) (3)のア、イ及びウの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (3)次に掲げる事項を院内の見やすい場所に掲示していること。 ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施している旨を院内掲示していること。 イ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること。 ウ 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。 イ 通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能です。 ウ 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

B001-2-11	小児かかりつけ診療料	※算定留意事項 (6) 小児かかりつけ診療料の算定に当たっては、以下の指導等を行うこと。 ア 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行うこと。 イ 他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと。 ウ 患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じること。 エ 患者について、予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行うこと。 オ 発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと。 カ 不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談に適切に対応すること。 キ かかりつけ医として、上記アからカまでに掲げる指導等を行う旨を患者に対して書面（別紙様式 10 を参考とし、各医療機関において作成すること。）を交付して説明し、同意を得ること。また、小児かかりつけ医として上記アからカまでに掲げる指導等を行っている旨を、当該保険医療機関の外来受付等の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。 ク キの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。また、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り、クに該当するものとみなすこと。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ア 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行います。 イ 他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。 ウ 患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じます。
-----------	------------	--

		エ 患者について、予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行います。 オ 発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。 カ 不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談に適切に対応します。
B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料 1	(15) (13)及び(14)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (13) 外来腫瘍化学療法診療料 3 の届出を行っている他の保険医療機関において外来化学療法を実施している患者が、緊急時に当該保険医療機関に受診できる体制を確保している場合については、連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出ていること。また、連携する保険医療機関の名称等については、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 (14) (5)、(6)及び(7)に係る対応を行っていることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 (5) 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されていること。 (6) 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されていること。 (7) 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催していること。 当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者（代表者数は、複数診療科の場合は、それぞれの診療科で 1 名以上（1 診療科の場合は、2 名以上）の代表者であること。）、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも 1 回開催されるものとする。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ア 外来腫瘍化学療法診療料 3 の届出を行っている以下の保険医療機関において外来化学療法を実施している患者が、緊急時に当院を受診できる体制を確保しております。 （連携している保険医療機関）

		●●医院 ■ ■クリニック イ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されております。 ウ 急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されています。 (あるいは、他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制が整備されています。) エ 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年 1 回開催されております。
B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料 3	(4) (3) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (3) 当該保険医療機関において外来化学療法を実施する患者に対して、外来腫瘍化学療法診療料 1 の届出を行っている他の保険医療機関との連携により、緊急時に有害事象等の診療ができる連携体制を確保していること。また、当該他の連携する医療機関の名称等については、あらかじめ地方厚生(支)局長に届出を行い、かつ、その情報を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 本院では、外来化学療法を実施する患者に対して、外来腫瘍化学療法診療料 1 の届出を行っている以下の保険医療機関との連携により、緊急時に有害事象等の診療ができる連携体制を確保しています。 (連携している保険医療機関) ●●病院
B005-4	ハイリスク妊産婦共同管理料	(2) (1) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

		(1) ハイリスク妊産婦共同管理を共同で行う保険医療機関の名称、住所及び電話番号を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ハイリスク妊産婦共同管理を共同で行う保険医療機関について ●●産婦人科（住所・電話番号）
C000	往診料 介護保険施設等連携往診加算	(4) (3) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (2) 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。なお、当該カンファレンスは、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。 ----- ウェブサイトへの掲載例 当院は、介護保険施設等の協力医療機関として定められており、以下の介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応いたします。 (介護保険施設等の名称) ●●ケアセンター ◆◆サービスセンター
C001 C001-2 C003	在宅患者訪問診療料(Ⅰ) 在宅患者訪問診療料(Ⅱ) 在宅がん医療総合診療料 在宅医療D X 情報活用加算	(7) (6) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (6) 医療D X 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 具体的には次に掲げる事項を掲示していること。

		ア 医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施している保険医療機関であること。 イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。 ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療ＤＸにかかる取組を実施している保険医療機関であること。 ----- ウェブサイトへの掲載例（在宅医療ＤＸ情報活用加算２（電子処方箋要件なし）の場合） ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。 イ マイナ保険証を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。 ウ 電子カルテ情報共有サービスの導入検討等を含め、医療ＤＸにかかる取組を実施しています。
--	--	---

C002 C002-2	在宅時医学総合管理料 施設入居時等医学総合管理料 在宅医療情報連携加算	(5) (4)の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (4) (1)に規定する連携体制を構築していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に揭示していること。 (1) 在宅での療養を行っている患者の診療情報等について、在宅医療情報連携加算又は在宅歯科医療情報連携加算を算定する保険医療機関と連携する他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下「連携機関」という。）とＩＣＴを用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有している医療機関であること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 本院は、在宅での療養を行っている患者の診療情報等について、他の保険医療機関や居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者等とＩＣＴを用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有しております。 ＜連携している医療機関・施設等＞ ●● 医院 ■■ ステーション
C005 C005-1-2	在宅患者訪問看護・指導料 同一建物居住者訪問看護・指導料 訪問看護医療ＤＸ情報活用加算	(5) (4)の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (4) 医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に揭示していること。具体的には、次に掲げる事項を揭示していること。 ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している保険医療機関であること。

		イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取組を実施している保険医療機関であること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。 イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取組を実施しています。
D282-3	コンタクトレンズ検査料	ア 次に掲げる事項を内容とするコンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用について、保険医療機関の外来受付（複数診療科を有する場合は、コンタクトレンズに係る診療を行う診療科の外来受付）及び支払窓口の分かりやすい場所に掲示するとともに、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 ① 初診料及び再診料（許可病床のうち一般病床に係るものの数が 200 以上の保険医療機関にあっては外来診療料）の点数 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定する旨 ② 当該保険医療機関において算定するコンタクトレンズ検査料の区分の点数 当該診療日にコンタクトレンズ診療を行っている医師の氏名及び眼科診療経験 ③ 以上の項目について、患者の求めがあった場合には、説明を行う旨 ----- ウェブサイトへの掲載例 ①初診料 291 点 再診料 75 点 （当院又は当院と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定します） ②コンタクトレンズ検査料 1 担当医師：●● ■■（眼科診療経験●年） ③以上の項目について、ご不明な点がございましたら、ご説明いたします。

F100	外来後発医薬品使用体制加算	(8) (5) 及び (7) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (5) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の受付及び支払窓口の見やすい場所に掲示していること。 (6) 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。 (7) (6) の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ア 本院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。 イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されております。 ウ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更する場合には患者に十分に説明いたします。
F400	処方箋料 一般名処方加算	(2) (1) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと (1) 医薬品の供給状況や、令和 6 年 10 月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。 なお、令和 6 年 10 月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、

		特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。） ご不明な点当ありましたらお知らせください。
I012	精神科訪問看護・指導料 訪問看護医療D X 情報活用加算	（５） （４）の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 （４） 医療D X 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に揭示していること。具体的には、次に掲げる事項を揭示していること。 ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している保険医療機関であること。 イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療D X を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ア 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施しています。 イ マイナ保険証の利用を促進する等、医療D X を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

K 手術	手術通則	4 3の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 3 当該手術について、以下の区分ごとに前年（1月から12月まで）の手術件数を院内掲示すること。（以下省略） ----- ウェブサイトへの掲載例 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の実施件数（令和6年1月～令和6年12月） （実施期間：2019年4月1日～2020年3月31日）（区分1に分類される手術） ●●●術 ■件 ●●●術 ■件 （区分2に分類される手術） ●●●術 ■件 ●●●術 ■件 （区分3に分類される手術） ●●●術 ■件 ●●●術 ■件 （区分4に分類される手術） ●●●術 ■件 ●●●術 ■件 （その他の区分に分類される手術） ●●●術 ■件 ●●●術 ■件
------	------	---

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（令和 6 年 3 月 27 日 保医発 0327 第 10 号）

その他	厚生労働大臣が定める揭示事項 （揭示事項等告示第 1 関係） （1）入院基本料に関する事項 （2）DPC 病院に関する事項 （3）各種施設基準及び入院時食事療養（Ⅰ） 又は入院時生活療養（Ⅰ） （4）明細書の発行状況に関する事項 （5）保険外負担に関する事項	1 保険医療機関が提供する医療サービスの内容及び費用に関する事項について、患者に対する情報の提供の促進を図る観点から、療養担当規則上院内揭示が義務付けられている保険外併用療養費に係るものを除き、届出事項等を院内揭示の対象としたこと。 また、当該揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和 7 年 5 月 31 日までの間、経過措置を設けている。 2 具体的には、従来から院内揭示とされていたものを含め、以下の 5 つの事項を院内揭示事項及びウェブサイト掲載事項として定めたこと。 （1）入院基本料に関する事項 保険医療機関は、入院基本料に係る届出内容の概要(看護要員の対患者割合、看護要員の構成)を揭示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとする。 ----- ウェブサイトへの掲載例 ① 入院患者数 42 人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料 6 を算定している病院の例 「当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」 ・ 朝 9 時～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。 ・ 夕方 17 時～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。 ・ 深夜 1 時～朝 9 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 14 人以内です。 ② 有床診療所入院基本料 1 を算定している診療所の例 「当診療所には、看護職員が 7 名以上勤務しています。」 （2）厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成 24 年厚生労働省告示第 165 号）別表第一から第三までの病院の欄に掲げる病院であること。
------------	--	--

ウェブサイトへの掲載例

当院は DPC 対象病院となっております。

医療機関係数（合計） ×.×××××

（基礎係数×.××××× 救急補正係数×.××××× 機能評価係数Ⅰ×.××××× 機能評価係数Ⅱ×.××××× 救急補正係数×.×××××）

（３）地方厚生（支）局長への届出事項に関する事項

- ① 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「算定告示」という。)又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)に基づき、保険医療機関が地方厚生（支）局長へ届け出ることとされている事項を届け出た場合は、当該届け出た事項を掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとする。
- ② 具体的には、各種施設基準及び入院時食事療養(Ⅰ)又は入院時生活療養(Ⅰ)の基準に適合するものとして届け出た内容のうち、当該届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等を分かりやすく掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものであること。

ウェブサイトへの掲載例

① 厚生局に届け出た項目の記載例

当院では、以下の診療報酬上の項目について、●●厚生局●●事務所に届け出ております。

- ・機能強化加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・地域包括診療加算
- ・時間外対応加算 1
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

② 入院時食事療養(Ⅰ)に係る食事療養を実施している病院の例

「入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しています。」

		(4) 明細書の発行状況に関する事項 ① 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。）第 5 条の 2 第 2 項及び第 5 条の 2 の 2 第 1 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号。以下「療担基準」という。）第 5 条の 2 第 2 項及び第 5 条の 2 の 2 第 1 項に規定する明細書の発行状況に関する事項について、院内掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとする。 ② 具体的には、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」（令和 6 年 3 月 5 日保発 0305 第 11 号）によるものであること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。 なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。 (5) 保険外負担に関する事項 ① いわゆる保険外負担については、その適切な運用を期するため、院内掲示及びウェブサイト掲載の対象とすることとしたものであること。なお、保険外負担の在り方については、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成 17 年 9 月 1 日保医発第 0901002 号）等を参考にされたいこと。 ② 具体的には、次に掲げる事項を掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとする。 ア 法令の規定に基づかず、患者から費用の支払を受けている個々の「サービス」又は「物」について、その項目とそれに要する実費 イ 「介護料」「衛生材料費」等の、治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」又は「物」については、患者から費用を徴収することは認められていないこと。また、「施設管理費」「雑費」等曖昧な名目での費用徴収は認められていないこと。 ③ なお、保険外併用療養費に係る事項については、療担規則第 5 条の 4 第 2 項及び療担基準第 5 条の 4 第 2 項に基づき、その内容及び費用につき院内掲示を行う旨定められているところであるが、今後とも当該事項を院内の見やすい
--	--	---

		場所に掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載することの徹底が図られるべきものであること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。 紙おむつ代 1 枚につき 〇〇円 理髪代 1 回につき 〇〇〇〇円 ——— ——— ——円 なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。
その他	入院医療に係る特別の療養環境の提供 外来医療に係る特別の療養環境の提供	(7) 特別療養環境室へ入院させた場合においては、次の事項を履行するものであること。 ① 保険医療機関内の見やすい場所、例えば、受付窓口、待合室等に特別療養環境室の各々についてそのベッド数、特別療養環境室の場所及び料金を患者にとって分かりやすく掲示しておくこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 ② 特別療養環境室への入院を希望する患者に対しては、特別療養環境室の設備構造、料金等について明確かつ懇切丁寧に説明し、患者側の同意を確認のうえ入院させること。 ③ この同意の確認は、料金等を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うものであること。なお、この文書は、当該保険医療機関が保存し、必要に応じ提示できるようにしておくこと。 ----- ウェブサイトへの掲載例 当院には個室（特別室）が5階に4床あり、希望される場合は別途以下の料金が必要となります。 特別室 A ●,●●●円 特別室 B ●,●●●円

その他	予約に基づく診察に関する事項	(6) (予約診療を行う日時や予約料等、予約に基づく診察に関する事項について) 院内に患者にとって分かりやすく掲示するとともに、保険医療機関の受付窓口の区分、予約でない患者に対する受付窓口での説明、予約患者でない患者への番号札の配布等、各保険医療機関に応じた方法により、予約患者とそうでない患者のそれぞれについて、当該取扱いが理解されるよう配慮するものとする。 また、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 ----- ウェブサイトへの掲載例 水曜日の午後は予約診療となっております。 予約料として別途●,●●●円をお支払いいただきます。
その他	保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察に関する事項（緊急の受診の必要性はないが患者が自由な選択に基づき、自己の都合により時間外診察を希望した場合）	(3) 本制度に基づき時間外診察に係る費用徴収を行おうとする保険医療機関は、時間外診察に係る費用徴収についての掲示をあらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 ----- ウェブサイトへの掲載例 緊急の受診の必要性はないが患者が自由な選択に基づき、自己の都合により時間外診察を希望した場合は選定療養費として●,●●●円をお支払いいただきます。
その他	医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに関する事項	(3) 医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療に係る特別の料金の徴収を行おうとする保険医療機関は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、当該事項について院内の見やすい場所に分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 -----

		ウェブサイトへの掲載例 患者の要望に従い、患者の自己の選択に係るものとして、医科点数表等に規定する回数を超えて行う以下の診療については、選定療養費として以下の費用を徴収いたします。 ■ ■ ■ ： ●, ● ● ● 円
その他	白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に関する事項	(4) 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金の徴収を行おうとする保険医療機関は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 ----- ウェブサイトへの掲載例 本制度は、患者の要望に従い、患者の自己の選択に係るものとして、白内障に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給について、眼鏡装用率の軽減に係る費用に相当する療養部分についてその費用を患者から徴収することができることとしたものです。 特別の料金については、多焦点眼内レンズの費用から医科点数表に規定する水晶体再建術において使用する眼内レンズ（その他のものに限る。）の費用を控除した額に、多焦点眼内レンズの支給に必要な検査に係る費用を合算したものとします。 2焦点レンズ（片眼） ● ● ●, ● ● ● 円
その他	主として患者が操作等を行うプログラム医療機器であって、保険適用期間の終了後において患者の希望に基づき使用することが適当と認められるものの使用に関する事項	(4) 本制度に基づき、主として患者が操作等を行うプログラム医療機器の保険適用期間の終了後における使用に係る費用を徴収する保険医療機関は、当該プログラム医療機器の使用に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 ----- ウェブサイトへの掲載例 主に患者自身が使用するものとして保険適用されているプログラム医療機器であって、保険適用期間が定められて

		いるものについては、保険適用期間終了後に患者が自身の生活習慣の管理等のために継続的な使用を行うことに対するニーズの動向を踏まえて、選定療養の対象とされております。 当院における以下のプログラム医療機器の使用に係る選定療養の費用は次のとおりです。 製品名 ●●,●●●円
その他	間歇スキャン式持続血糖測定器の使用（算定告示に掲げる療養としての使用を除く。）に関する事項	(4) 本制度に基づき、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用を徴収する保険医療機関は、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 ----- ウェブサイトへの掲載例 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用が診療報酬上の対象とならない患者（C150 に掲げる血糖自己測定器加算の算定要件を満たさない患者）であっても、選定療養として使用することが可能です。 当院における選定療養の費用は下記のとおりです。 製品名：◆◆◆◆（●,●●●円）
その他	医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解に関する事項	(4) 本制度に基づき、精子の凍結又は融解に係る費用を徴収する保険医療機関は、精子の凍結又は融解に係る費用について、あらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 ----- ウェブサイトへの掲載例 医療上必要があると認められない患者都合による精子の凍結及び融解に関しては、選定療養となります。 当院における選定療養の費用は下記のとおりです。 精子の凍結及び融解 ●●,●●●円

その他	長期収載品の処方等又は調剤に関する事項	(5) 長期収載品の処方等又は調剤を行おうとする保険医療機関又は保険薬局は、本制度の趣旨を患者に適切に情報提供する観点から、(1)に示す本制度の趣旨及び特別の料金について院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく掲示しておくかなければならないこと。また、当該掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないものとする。ただし、自ら管理するホームページ等を有しない保険医療機関又は保険薬局については、この限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 (1) 創薬力強化に向けて、革新的な医薬品等の開発強化、研究開発型のビジネスモデルへの転換促進等を行うため、イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置等を推進することとしているところ、医療保険財政の中で、こうしたイノベーションを推進するため、後発医薬品の安定供給を図りつつ、長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行うこととしている。本制度は、こうした政策的な要素を考慮した上で、具体的には、医療上の必要性があると認められる場合等は、保険給付するという前提に立ちつつ、後発医薬品が存在する中においても、薬剤工夫による付加価値等への患者の選好により使用されることがある等の長期収載品の使用実態も踏まえ、長期収載品の処方等又は調剤について、患者の自己の選択に係るものとして、その費用を患者から徴収することとしたものである。 ----- ウェブサイトへの掲載例 後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）をお支払いいただきます。 ※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。 ※ 先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。 ※ みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。 これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
-----	---------------------	--

◎入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について（令和6年3月5日 保医発 0305 第14号）

その他	入院時食事療養費	特別のメニューの食事を提供している保険医療機関は、各々次に掲げる事項を病棟内等の患者に見えやすい場所に掲示するとともに、原則として、ウェブサイトに掲載するものとする。ウェブサイトへの掲載について、保険医療機関が自ら管理するホームページ等を有しない場合はこの限りではない。なお、ウェブサイトへの掲載について、令和7年5月31日までの間、経過措置を設けている。 (1) 当該保険医療機関においては毎日、又は予め定められた日に、予め患者に提示したメニューから、患者の自己負担により特別メニューの食事を患者の希望により選択できること。 (2) 特別メニューの食事の内容及び特別料金 具体的には、例えば1週間分の食事のメニューの一覧表（複数メニューを含む特別のメニューの食事については、基本メニューと区分して、特別料金を示したもの等）。あわせて、文書等を交付しわかりやすく説明すること。 ----- ウェブサイトへの掲載例 (1) 当院においては、予め定められた日に、事前に提示したメニューから、患者の自己負担により特別メニューの食事を患者の希望により選択できます。 (2) 特別メニューの食事の内容と料金 食事の内容：●●● 自己負担額：●●●円
-----	----------	---